

不妊治療費・不育症治療費の 助成を行っています！

■不妊治療費の助成

※茨城県不妊治療費助成事業（次頁参照）の対象となる方は、県助成を受けてからの申請になります。

年齢制限なしで、通算6回まで助成します。

銚田市不妊治療費助成事業では、治療費が高額となる特定不妊治療（対外受精及び顕微授精）の費用の一部を助成しています。

● 助成を受けることができる方

1. 特定不妊治療以外に妊娠が望めないと医師が診断していること
2. 法律上の婚姻をしていること
3. 夫婦いずれか一方が治療終了日に銚田市に住所を有していること
4. 夫及び妻の前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得の合計が730万円未満であること
5. 申請日において市税等の滞納がないこと

● 助成の内容

通算助成回数6回まで

1. 特定不妊治療1回につき5万円を限度に助成
2. 1のほか男性不妊治療を行った場合は5万円を限度に助成

※茨城県の不妊治療費の助成を受けた場合は、対象となる治療費から茨城県の不妊治療費の支給決定額を除いた額が助成対象となります。

■不育症治療費の助成

銚田市不育症治療費助成事業では、医療保険適用外の不育症治療を受けられたご夫婦に対し、治療費の一部を助成しています。

● 助成を受けることができる方

1. 医師により不育症の検査または治療が必要と診断されていること
2. 法律上の婚姻をしていること
3. 夫婦の両方またはいずれか一方が不育症治療終了日の1年以上前から銚田市に住所を有すること
4. 国民健康保険や社会保険等の健康保健に加入していること
5. 夫及び妻の前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得の合計が730万円未満であること
6. 申請日において市税等の滞納がないこと

● 助成の内容

1年度につき5万円を限度に通算5年まで助成金を交付します

■不妊治療費の助成

茨城県不妊治療費助成事業として、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)の費用の一部を助成しています。

● 助成を受けられることができる方

1. 治療開始時に法律上の婚姻をしているご夫婦で、夫または妻のいずれかが県内に住所を有すること
2. 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること

● 助成の内容

初回治療は最大30万円まで。2回目以降は最大15万円まで。

男性不妊治療を実施した場合、最大15万円まで上乗せされます。

また、治療終了日が10月1日以降の場合は、助成額が上乗せされます。

問い合わせ先: 鉾田保健所 ☎33-2158

子育てコンシェルジュメモ！

赤ちゃんが欲しいけれどもなかなか授からないご夫婦の方々に対し、市や県では不妊症や不育症の治療費助成を行っています。該当する方は最大限活用してください。

また、事業の詳細、各種相談や悩み事があれば、子育て世代包括支援センター、健康増進課、保健所など、お気軽にお問い合わせください。



鉾田市子育て世代包括支援センター

TEL 36-7611 (直通)

E-MAIL kosodate@city.hokota.lg.jp